統合型校務支援システム整備事業委託契約書

（案）

　山梨県教育委員会（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、統合型校務支援システムの整備に係る事業の委託業務について、次の条項により契約を締結する。

# （契約の目的）

第１条　甲は、統合型校務支援システムの整備に係る事業の委託業務について、別紙仕様書のとおり乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

# （委託期間）

第２条　委託期間は、契約締結の日から令和７年３月３１日までとする。

# （委託料）

第３条　甲が乙に支払う委託料は次のとおりとする。

総額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

２　契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じたときは、甲及び乙は、前項の賃貸借料（消費税及び地方消費税を含む。）を変更する契約を締結できるものとする。

# （契約保証金）

第４条　乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付すること。ただし、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第１０９条の２各号に該当する場合は免除する。

# （権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

# （再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

# （機密保持義務）

第７条　乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　秘密を漏らした場合、又は他の目的に利用した場合には、乙は甲に対して損害賠償の責を負わなければならない。

# （個人情報の保護）

第８条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、契約書別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

# （情報セキュリティ特記事項）

第９条　乙は、本契約の業務処理に当たっては、契約書別記２「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

２　前項の規定は、第６条により再委託する場合の再委託先にも適用する。

# （調査等）

第１０条　甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

# （実績報告および検査）

第１１条　乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

２　甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

# （委託料の支払）

第１２条　乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

# （支払遅延利息）

第１３条　甲の責に帰すべき理由により、前条の支払期限までに料金が支払われなかったときは、乙は、甲に対して支払期限到来の日の翌日から支払を完了した日までの日数（以下「支払遅延日数」という。）に応じ、支払遅延金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じた額を遅延利息として請求することができることとし、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

２　前項の規定に関わらず、天災その他やむを得ない事由により支払期限内に支払をなし得ない場合は、当該事由の継続する期間は支払遅延日数に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

# （延滞違約金）

第１４条　乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が１００円未満となるときは、この限りでない。

# （契約の解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

（３）第１７条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。

（４）その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

（５）乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（６）乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号による刑が確定したとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

# （危険負担）

第１６条　契約期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

# （不可抗力による損害）

第１７条　乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

２　甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

# （費用の負担）

第１８条　本契約に要する費用は乙が負担するものとする。

# （管轄裁判所）

第１９条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

# （山梨県政府調達苦情検討委員会による通知等）

第２０条　甲は、山梨県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

２　甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄することができる。

# （契約に定めのない事項）

第２１条　契約の履行については、甲乙双方誠意をもってあたるものとし、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　令和６年　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　　山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

　　　　　　　　　　　　　　山梨県教育委員会

 　　　教育長　　 　降　籏　　友　宏　　　 　印

　　　　　　　　　　　乙

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印